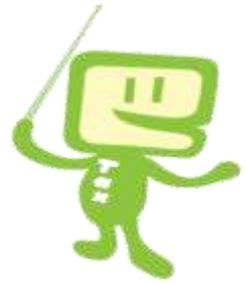


山梨税務署からのお知らせ

令和2年
9月号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738
山梨税務署 TEL0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」(税務署)を選択して、交換手に内線番号をお伝えください。

4月17日(金)以降の面接相談は**事前予約制**となっております。
※まずは、お電話等にて予約をお願いいたします。また、お越しになる際は、マスクの着用をお願いいたします。

申告期限を延長する制度があります。 (法人・個人すべての方が対象)

- **パソコンやスマートフォンをお持ちの方**であれば、マイナンバーカードや税務署で発行するID・パスワードにより、**自宅等からe-Taxを利用して申告**できます。
 - ※ e-Taxをご利用いただけない場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成いただいた**申告書をプリントアウトの上、郵送等で提出していただくことも可能**です。
- **令和元年分の還付申告**については、5年間申告することが可能であり、**令和6年12月31日まで**申告することが可能です。
 - ※ (還付申告の例)
 - ・ 給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除(ふるさと納税等)
 - ・ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)により還付を受けられる方 等

詳細については、『**国税庁ホームページ**』をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

国税庁

検索



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、**国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予**されます。収入が概ね2割以上減少している方には、更に**有利な特例**があります。

納税の猶予に『**特例(特例猶予)**』が創設されました。

- ① 延滞税なし ② 1年間猶予 ③ 無担保

特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入(注)が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税(猶予中のものも含まれます。)についても、遡って特例を適用することができます(法律の施行から2か月間(令和2年6月30日まで)に限ります。)
(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



令和2年分の路線価図等が公開されました

令和2年7月1日に「令和2年分財産評価基準書」が国税庁ホームページにて公開されました。これは、令和2年分の相続税及び贈与税に係る不動産等の評価の基準となるもので、国税庁ホームページで確認できるほか、税務署備え付けのパソコンでも閲覧が可能です。

☎問合せ 資産課税部門（内線41）

ご利用ください「相続税の申告要否判定コーナー」

「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告要否のおおよその判定を行うものです。

◎「相続税の申告要否判定コーナー」にアクセスするには・・・
国税庁ホームページトップ画面の、「その他のバナー一覧」にある

『 **相続税の申告要否判定コーナー** 』のバナー（ボタン）をクリック！

◎「相続税の申告要否判定コーナー」の入力で困った時は・・・
「相続税の申告要否判定コーナー」の以下を参照してください

- ・「入力例・FAQ等」…事例に基づく入力例やよくある質問
- ・「当画面の入力例」…各画面における具体的な入力例



「相続税の要否判定コーナー」のトップ画面

☎問合せ 資産課税部門（内線41）

国税の納付は、「ダイレクト納付」をご利用ください

簡単・便利

ダイレクト納付を利用すると、自宅等からインターネットを利用して納付の手続きができます。

- ★ 即時又は期日指定で納付可能！納付漏れ防止に役立ちます。
- ★ 金融機関や税務署に向く必要はなく、インターネットで納付も完了！現金を持って金融機関や税務署まで出歩く危険性が無くなります。
- ★ 利用に当たって、銀行等への手数料は不要です。
- ★ 特に、利用回数の多い手続（毎月の源泉所得税等、酒税の納付）に便利です！



スマホ・タブレットでもOK！

◎ダイレクト納付を利用するには・・・

- 1 **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
山梨税務署管内の金融機関では、山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合で利用可能です。
- 2 **利用者識別番号を取得する**
e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)から「e-Taxの利用開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
- 3 **ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードできます。)に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

☎問合せ 管理運営・徴収部門（内線26）

「山梨税務署からのお知らせ」のバックナンバーも併せてお読みください。

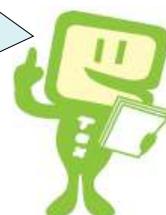
民間団体のご案内



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

東京地方税理士会甲府支部って、どんなことをやっている団体なの？

東京地方税理士会甲府支部はね、税務に関する専門家として、独立した公正な立場で納税者の信頼にこたえ、国民の三大義務の一つである「納税義務」の適正な実現を図るため活動している税理士の団体なんだよ。



e-Taxキャラクター
イータ君